



六管区水路通報第18号

令和6年5月10日

第六管区海上保安本部

【目次】

第177項	瀬戸内海	岡山水道、水門湾	掘下げ作業
第178項	瀬戸内海	備讃瀬戸、井島水道	海底電力線敷設作業等
第179項	瀬戸内海	宇野港	掘下げ作業
第180項	瀬戸内海	水島港	浅所存在
第181項	瀬戸内海	水島港	掘下げ作業等
第182項	瀬戸内海	三原瀬戸、向島南東方	救難訓練
第183項	瀬戸内海	安芸灘、下蒲刈島南方	救難訓練
第184項	瀬戸内海	呉港、呉区	係船浮標一時撤去
第185項	瀬戸内海	広島港	海上訓練
第186項	瀬戸内海	大島瀬戸	灯浮標復旧
第187項	瀬戸内海	周防灘、野島南西方	沈船撤去作業
第188項	瀬戸内海	三田尻中関港	灯台一部視認困難
お知らせ	【7/1開始】来島海峡航路西側海域における安全対策について		

◎ 令和6年3月29日から、年間を通して定例的に実施される小型船操縦訓練、ヨット等レース練習区域については、第六管区海上保安本部海洋情報部HPの下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○ 小型船操縦訓練区域、ヨット等レース及び練習区域

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/teirei/teirei.html>



◎ 水路測量の実施予定については、第六管区海上保安本部海洋情報部HPの下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○ 水路測量公示

https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/kanri/koji_6kan.html



◎ この通報の位置情報は「世界測地系WGS-84」です。

◎ この通報はインターネット、電子メール（インターネットで登録）で配信しています。

また、航行警報もインターネットで入手できます。

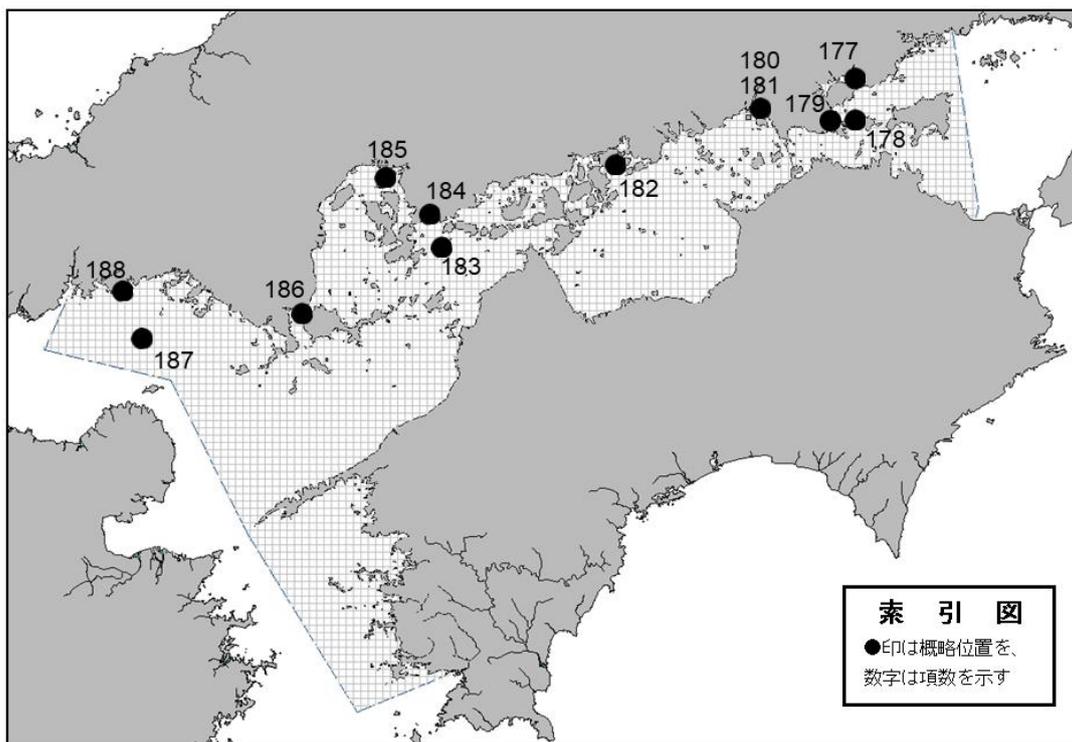
インターネットアドレス <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/>

◎ 情報の通知について

航海上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）及び水路図誌の内容と相違する事柄に気付かれた方は、第六管区海上保安本部又は海上保安部署等に連絡をお願いいたします。

◎ 水路通報に関するお問い合わせは第六管区海上保安本部[電話(082)251-5111(内線2515)]まで。

～ 海の事件・事故は 118番へ ～



★6年177項 瀬戸内海 - 岡山水道、水門湾 掘下げ作業

期 間 令和6年5月20日～6月28日(予備日7月1日～5日)の日出～日没

区 域 7地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-35-56N 134-02-55E (岸線上)
- (2) 34-36-00N 134-03-01E
- (3) 34-35-58N 134-03-03E
- (4) 34-35-54N 134-02-59E
- (5) 34-35-53N 134-03-00E
- (6) 34-35-49N 134-02-55E
- (7) 34-35-51N 134-02-52E (防波堤先端)

備 考 (1) 作業はバックホウ浚渫船(スパッド式)で実施
 (2) 警戒船を配置

海 図 W155-W1114

出 所 第六管区海上保安本部



★6年178項 瀬戸内海 — 備讃瀬戸、井島水道 海底電力線敷設作業等

期間 令和6年5月11日～8月31日(予備日を含む)の日出～日没

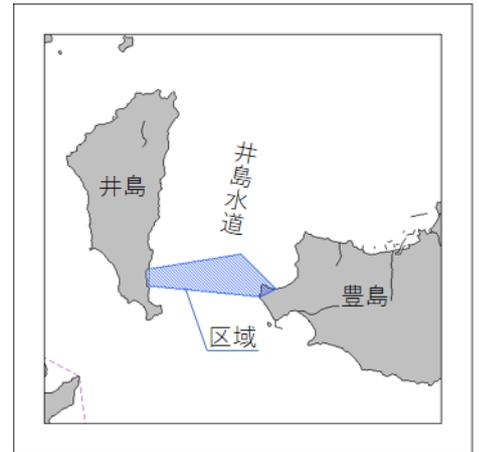
区域 (1)～(3)を結ぶ線、(4)、(5)を結ぶ線及び陸岸により
囲まれる区域

- (1) 34-29-05N 134-01-12E(岸線上)
- (2) 34-29-12N 134-02-02E
- (3) 34-28-56N 134-02-21E(岸線上)
- (4) 34-28-53N 134-02-12E(岸線上)
- (5) 34-28-58N 134-01-12E(岸線上)

- 備考 (1) 海底電力線の敷設及び撤去作業を実施
(2) 作業船のアンカーワイヤーを示す黄色灯付浮標を設置
(3) 夜間、作業船は区域内に停泊する
(4) 潜水作業を伴う
(5) 警戒船を配置

海図 W137A-JP137A-W153-JP153

出所 第六管区海上保安本部



★6年179項 瀬戸内海 — 宇野港 掘下げ作業

期間 令和6年5月13日～6月28日(予備日を含む)の日出～日没

区域 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-29-31N 133-57-04E
- (2) 34-29-26N 133-57-04E
- (3) 34-29-26N 133-57-01E
- (4) 34-29-31N 133-57-01E

- 備考 (1) 作業は浚渫船(スパッド式)で実施
(2) 潜水作業を伴う
(3) 警戒船を配置

海図 W154

出所 宇野港長

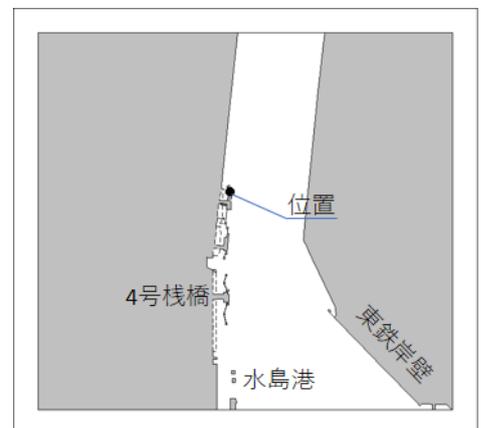


★6年180項 瀬戸内海 — 水島港 浅所存在

位置 34-31-07.4N 133-44-13.6E、水深約4m

海図 W1127A-JP1127A

出所 第六管区海上保安本部



★6年181項 瀬戸内海 — 水島港 掘下げ作業等

1. 掘下げ作業

期 間 令和6年5月13日～7月31日(予備日を含む)の日出～日没

区 域 4地点により囲まれる区域

(1) 34-31-08N 133-41-47E

(2) 34-31-02N 133-41-54E

(3) 34-30-58N 133-41-50E

(4) 34-31-04N 133-41-43E

備 考 (1) 作業は浚渫船(スパッド式)で実施

(2) 警戒船を配置

2. 灯付浮標一時移設

期 間 令和6年5月20日～6月6日

位 置 34-31-04N 133-41-43E

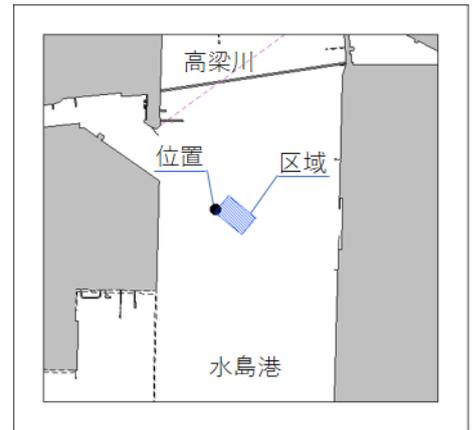
(海図図載位置の真方位309度、100m)

備 考 (1) 移設・復旧作業時に潜水作業を伴う

(2) 警戒船を配置

海 図 W1127B-JP1127B

出 所 水島港長



★6年182項 瀬戸内海 — 三原瀬戸、向島南東方 救難訓練

期 間 令和6年5月15日0830～1430

区 域 34-21-23N 133-13-40Eの地点を中心とする
半径1.5kmの円内

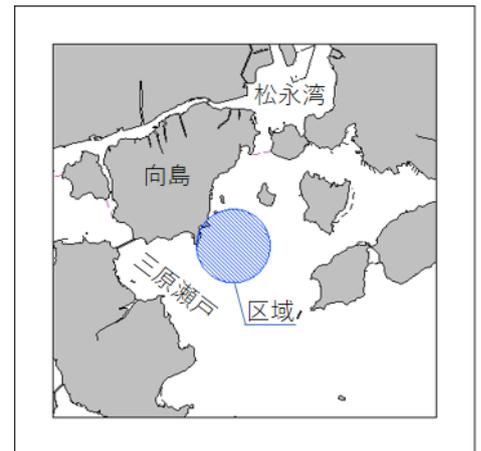
備 考 (1) 巡視艇による訓練

(2) 警戒船を配置

海 図 W114-W103-W130-W1118-

W153-JP153

出 所 第六管区海上保安本部



★6年183項 瀬戸内海 — 安芸灘、下蒲刈島南方 救難訓練

期 間 令和6年5月17日の1030～1230

区 域 4地点により囲まれる区域

(1) 34-09.5N 132-43.5E

(2) 34-07.0N 132-43.5E

(3) 34-03.2N 132-36.6E

(4) 34-09.4N 132-36.7E

備 考 巡視船艇及び航空機による吊上げ、降下訓練

海 図 W141-JP141-W1108-JP1108

出 所 呉海上保安部



★6年184項 瀬戸内海 — 呉港、呉区 係船浮標一時撤去

期 間 令和6年5月14日～8月23日(予備日を含む)の日出～日没
位 置 34-14-10N 132-31-40E
備 考 (1) 上記位置にある係船浮標の補修に伴う一時撤去
(2) 撤去及び設置時に、作業船のアンカーワイヤーが
水面下5mとなる位置に浮標を設置し、警戒船を配置
(3) 撤去時に潜水作業を伴う
海 図 W1109-JP1109
出 所 呉港長



★6年185項 瀬戸内海 — 広島港 海上訓練

1. 救難訓練等

期 間 令和6年5月12日～25日の0900～1700
区域1 34-21-08N 132-28-00Eの地点を中心とする
半径50mの円内

2. 放水訓練

期 間 令和6年5月29日、30日の1400～1630
(予備日6月6日、7日の0900～1130)

区域2 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-18-48N 132-24-11E
- (2) 34-18-42N 132-24-16E
- (3) 34-18-38N 132-24-11E
- (4) 34-18-42N 132-24-05E

備 考 消防艇等による訓練
海 図 W1112A-JP1112A-W142-JP142
出 所 広島港長



★6年186項 瀬戸内海 — 大島瀬戸 灯浮標復旧

六管区水路通報6年16号170項削除

名 称 戒善寺礁灯浮標

位 置 33-57.4N 132-10.5E

海 図 W152-W163-W140-W142-JP142-
W1102-JP1102-W1108-JP1108

参照書誌 411 4800番

出 所 第六管区海上保安本部



★6年187項 瀬戸内海 — 周防灘、野島南西方 沈船撤去作業

六管区水路通報6年15号165項関連

期 間 令和6年5月15日～18日(予備日19日～31日)の日出～日没

区 域 33-50-52.8N 131-37-35.4Eの地点を中心とする
半径200mの円内

備 考 (1) 潜水作業を伴う
(2) 警戒船を配置

海 図 W126-JP126-W1101-JP1101-
W1102-JP1102-W100B

出 所 第六管区海上保安本部



★6年188項 瀬戸内海 — 三田尻中関港 灯台一部視認困難

名 称 中関灯台

位 置 34-00.0N 131-32.6E

備 考 一部海域で視認困難となっている

海 図 W1134-W126-JP126-W1101-
JP1101-W100B

参照書誌 411 5193番

出 所 徳山海上保安部





海上保安庁

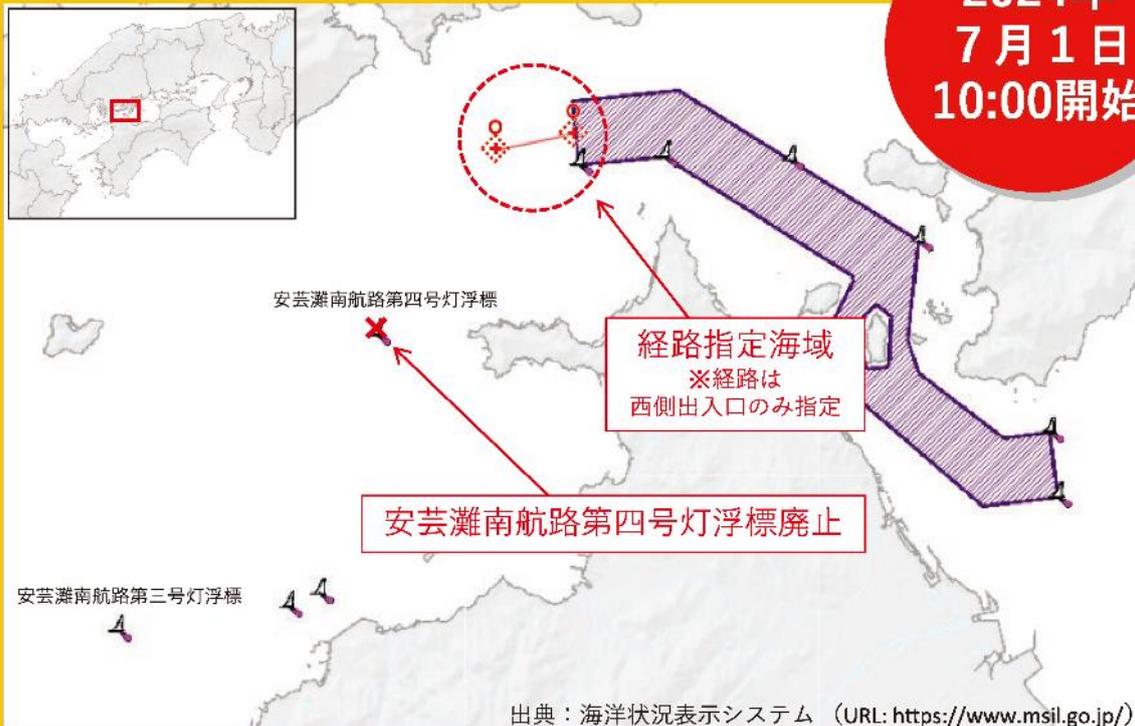


来島海峡航路に出入りする際の“経路”を新たに指定します

来島海峡航路を航行する船舶は、海上交通安全法第25条第2項に基づく告示により指定される経路によって航行する必要があります。
(経路の概要は裏面をご参照ください。)

経路の指定に合わせて安芸灘南航路第四号灯浮標を廃止し、付近の推薦航路を短縮します。

2024年
7月1日
10:00開始



経路の指定、バーチャルAIS航路標識の表示及び灯浮標の廃止等に係る詳細は、第六管区海上保安本部ホームページにてご確認ください。

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/safety/kurushima-keiroshitei.html>

問い合わせ

第六管区海上保安本部交通部航行安全課
広島県広島市南区宇品海岸3丁目10-17
082-251-5111(代)



第六管区海上保安本部
ホームページ

2024年
7月1日
10:00開始

<経路の概要>

1. 来島海峡航路を西航し、a線を横切って航行しようとする船舶は、b線を横切ってはならない。
2. a線を横切り、来島海峡航路を東航しようとする船舶は、b線を横切ってはならない。

<北流時>



出典：海洋状況表示システム

<南流時>



※安芸灘南航路を通航する船舶の航行経路イメージ

経路両端の表示

経路は、バーチャルAIS航路標識により東端と西端を表示します。実際に灯浮標が設置されるものではありません。

来島海峡航路西口AバーチャルAIS航路標識
V/KURUSHIMA-WEST-A
北緯34-09-24 東経132-53-55

来島海峡航路西口BバーチャルAIS航路標識
V/KURUSHIMA-WEST-B
北緯34-09-37 東経132-55-05

<レーダー画面(イメージ)>



<海図表記(イメージ)>



AIS非搭載船舶へのお願い

バーチャルAIS航路標識とは、実在しない航路標識をAISの信号により航海用レーダーや電子海図上にシンボルマークにして表示するものです。バーチャルAIS航路標識は、AIS非搭載船舶には表示されません。これら船舶は、最新の海図により経路を確認するとともに、GPSプロッター等への位置入力をお願いいたします。



令和6年3月作成